

眞實の有る事、感ずるに餘りあれば、記しおきぬ。

〔令義解尸〕凡○略○惡疾○謂白癩也、此病有虫食人五臟、或眉睫墮落、或鼻柱崩壞、或語聲嘶變、或支節解落也、亦能注染於傍人、故不可與人同床也、癩或作癩也、

〔令義解尸〕凡○弃妻須有七出之狀、一無子○略○中七惡疾、

〔本朝醫談〕白癩は令義解に篤疾の部に入る、今いふかたゝも也、治方口訣には、白山瘡となづく、

〔覆載萬安方〕五白癩

論曰、白癩之候、語聲嘶セカシ、目視不明、四肢瘠痺、關節熱痛、如火燔灼、脊骨拘急、肉如刀劈、手足緩弱、身體

癭疹、鼻生肉、目生白珠、肉色班白、故謂之白癩也、

〔日本書紀推古二十二年〕二十年、是歲自百濟國有化來者、其面身皆斑白、若有白癩者乎、惡其異於人、欲棄海

中島、然其人曰、若惡臣之斑皮者、白斑牛馬不可畜於國中、亦臣有小才、能構山岳之形、其留臣而用、則

爲國有利、何空之棄海島耶、於是聽其辭、以不棄、仍令構須彌山形及吳橋於南庭、時人號其人曰路子

工、亦名芝磨呂、

〔古今著聞集七道〕宇佐大宮司ながしとかや、癩病をうけたる由聞えありて、一門の者ども改補

せらるべきよし訴へ申ければ、大宮司はせのぼりて、醫師にみせられて、實否をさだめらるべき

よし奏し侍ければ、和氣丹波のむねとあるともがらに御尋有けり、中原貞説もおなじく召に應

じて御尋に預りけり、各自ら○いといふ病のよしを奏しけり、療治すべきよしの勘文奉るべきよ

し、仰下されければ、めんく○に罷出てゑるして參らすべき由申けるに、貞説申けるは、非重代の

身にて一卷の文書のたくはへなし、知りて侍る程の事は、當座にて勘へ申べしとて、則ちるし申

けり、もろくの醫書ども皆悉く引のせて、ゆしく注申たりければ、叡感有て、申うくるに隨ひ

て和氣の姓を給はせける、後には諸陵正に成て、子孫いまにたえず、

〔宇治拾遺物語〕これもいまはむかし、智海法印有職のとき、清水寺へ百日まいりて、夜更て下向